

○横手市建設工事入札参加者資格審査要綱

平成17年10月1日

告示第14号

改正 平成20年3月31日告示第38号

平成20年7月7日告示第92号

平成21年4月1日告示第59号

平成24年11月26日告示第236号

平成29年3月13日告示第21号

令和元年11月18日告示第196号

(趣旨)

第1条 この告示は、指名競争入札（以下「入札」という。）により市が発注する建設工事の入札参加資格審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 市長は、入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）について、別表に掲げる工事の種類（以下「工種」という。）ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行う。

2 資格審査は、市内に事業所及び営業所を有する申請者について行う。

3 資格審査は、2年に1回、定期の審査を行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に追加の申請を受理することができる。

4 資格審査は、次に定める資格要件を全て有する者について行う。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定に該当しない者

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者で法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けていない者

(3) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、資格審査を申請する当該工種ごとの総合評定値及び完成工事高（年平均）数値の記載がある通知を受けている者

(4) 市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でない者

(5) 資格申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載漏れがない者

(6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者で、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められない者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項に該当する者

(資格審査の申請)

第3条 申請者は、別に定める工事請負指名競争入札参加資格申請書の提出要領に基づき資格審査申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、有効期間満了日の属する年の前年の10月1日から有効期間満了日の属する年の2月末日までの日で別に定める日までとし、提出部数は、1部とする。

(資格審査の項目)

第4条 資格審査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 客観的事項 法第27条の23第3項の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準による。

(2) 主観的事項

ア 工事成績

イ 指名停止の状況

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が審査のために必要と認める事項

2 前項第2号の主観的事項の審査基準は、別に定める。

(等級格付による名簿登載)

第5条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者(以下「有資格者」という。)について等級格付を行い、市内建設業有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載する。

2 等級格付は、別に定める等級格付基準に基づき次の区分により行う。

(1) 3つの等級に区分する工種 一般土木工事及び建築一式工事

(2) 2つの等級に区分する工種 舗装工事、造園工事、電気工事、一般塗装工事、給排水暖冷房衛生設備工事、水道施設工事及び鋼構造物工事

(3) 1つの等級に区分する工種 前2号に掲げる工種以外の工種

3 名簿の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

4 第1項の規定は、第2条第3項の規定に基づく臨時の申請が提出された場合に準用する。この場合の名簿登載は、緊急の場合を除き原則として年度の四半期ごと一括して行う。

(資格審査結果の通知)

第6条 市長は、資格審査の結果を有資格者に通知する。

(登録及び格付の継承)

第7条 市長は、登録業者の営業を実質的に継承した者について、当該登録及び格付の継承を認めることができるものとする。

2 登録及び格付の継承について必要な事項は、別に定める。

3 継承の承認を受けた者の参加資格の有効期間は、被継承者の有効期間の残存期間とする。

(変更の届出)

第8条 有資格者は、申請書の事項について変更があった場合又は建設業を廃業した場合には、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により、当該有資格者が現在の格付の基準を満たさなくなつたと認めた場合は、当該有資格者の格付を降格し、又は取り消すものとする。

(入札参加資格の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入札参加資格を取り消す。

(1) 建設業の許可を失った者

(2) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を継続して受けていない者

(3) 虚偽の申請を行った者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項に該当する者

(市外業者の取扱い)

第10条 市長は、市外に事務所及び営業所を有する申請者から資格審査の申請が行われた場合は、これを受理できる。

2 前項の場合の資格審査は、秋田県の入札参加資格者名簿に登載を受けたことにより資格を有する者と認める。

3 市長は、前項により資格を有すると認めた者について市外建設業有資格者名簿を作成する。

4 市長は、第6条の審査結果の通知については、有資格者のうち希望する者に行う。

5 前2条の規定については、市外業者について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の横手市建設工事入札参加者資格審査要綱（平成15年横手市告示第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日告示第38号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月7日告示第92号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の横手市建設工事入札参加者資格審査要綱の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日告示第59号）抄

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月26日告示第236号）

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日告示第21号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月18日告示第196号）

この告示は、令和元年11月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

資格審査を行う工種

格付工種	建設工事の内容	等級格付
1 一般土木工事	総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修し、改造し、又は解体する工事を含む。以下同じ。）	A B C
2 建築一式工事	総合的な企画、指導及び調整のもとに建築物を建設する工事	A B C
3 舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	A B
4 造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	A B
5 電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	A B
6 一般塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗り付け、又ははり付ける工事	A B
7 給排水暖冷房衛生設備工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を配置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	A B
8 水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	A B
9 鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	A B
10 機械機具設置工事	機械機具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械機具を取り付ける工事	A
11 電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、デ	A

		一タ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	
1 2	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	A
1 3	解体工事	土木工作物又は建築物を解体する工事	A
1 4	法面工事	法面処理等のための吹付工事又は法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事	A
1 5	路面標示工事	路面標示工事	A